

## 戸籍謄本等のコピーの提出等について

長野家庭裁判所

- 1 家事事件に必要な戸籍謄本等※については、原本に代えてコピーを提出することができます（なお、人事訴訟事件では原本の提出が必要です。）。

※戸籍謄本、全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本、戸籍附票、住民票の写し、法定相続情報一覧図、家族関係証明書等を指します。

- 2 原本を手元に残しておく必要がある場合は、原本ではなくコピーを提出してください。
- 3 この場合、審理において原本の確認等が必要なときには、別途、原本の提出を求めることがありますので、裁判所の手続が終了するまで原本の保管をお願いします。

### 【戸籍謄本等のコピーのとり方】

- 1 戸籍謄本等のステープラー（ホチキス）を外さずに、すべてのページをコピー機でA4判用紙にコピーしてください。写真撮影して印刷したものを提出することはできません。
- 2 古い戸籍に掛紙（短冊状の紙）がついているときは、掛紙をおろした状態のコピーと掛紙をめくった状態のコピーをそれぞれとってください。
- 3 原本と同じ順番に重ねて、ステープラー（ホチキス）でとじて提出してください。

\*コピーのとり方が適切でない場合には、別途、適切なコピーの提出を求めることがあります。

なお、相続に係る家事事件では、法定相続情報一覧図を提出することができます。法定相続情報一覧図の作成については、最寄りの法務局へお問い合わせください。